

地方公共団体情報システム機構契約監視委員会設置要綱

平成26年4月1日地情機要綱第7号
改正 平成28年8月22日地情機要綱第12号
改正 平成29年12月12日地情機要綱第4号

(設置)

第1条 地方公共団体情報システム機構における契約の点検・見直しを行うため、契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(組織)

第2条 委員会は、外部有識者数名で構成する。

- 2 委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は、委員会を主催し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 契約が締結された調達案件に係る契約方式の妥当性
- (2) 改善が必要とされた調達案件についての改善方策の実施状況

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集するものとする。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席をもって成立するものとする。
- 3 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ委員長にその氏名を通知し、承認を受けた者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、前項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。また、当該代理人も委員と同様の義務を負うものとする。
- 4 委員は、自己若しくは三親等以内の親族、又は自己の所属する法人の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 5 委員会は、会議の審議概要を公開するものとする。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、管理部総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月22日地情機要綱第12号)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日地情機要綱第4号）
この要綱は、平成30年1月1日から施行する。